【令和6年能登半島地震】

上越市被災者住宅修理支援事業【改定版】

令和6年能登半島地震により被災した住宅や附属屋について、災害救助法に基づく住宅応急修理制度の対象とならない被災箇所の修理費用の一部を支援します。 申請にあたって、このパンフレットの内容を必ずご確認ください。

<はじめに必ずお読みください>

○申請は、修理を完了し、代金を支払った後に行ってください。

(住宅リフォーム促進事業と違いますので、ご注意ください)

- ○罹災(りさい)証明書は不要のほか、既に修理を完了した方も対象となります。
- ○修理前と修理後の写真が必要となりますので、必ず修理箇所を撮影してください。
- ○先着順や抽選方式ではありませんので、申請受付期間に申請してください。

○申請受付期間 令和6年2月20日(火)~7月31日(水)(期間を延長しました)

※上記期間内工事が完了しない場合は、6ページをご確認ください。

〇申請受付場所 上越市役所 建築住宅課及び各総合事務所(郵送不可)

※南・北出張所では受付を行いません。

○申請受付時間 市役所開庁日の午前9時から午後4時まで

〇対 象 工 事 令和6年能登半島地震により住宅等に被災を受けたもの

※詳しくは、次ページ以降をご確認ください。

〇支援金額等・対象工事費 10 万円以上・・支援率 50%

・支援上限額 10万円 (例:30万円の工事の場合10万円)

【お問い合わせ】

上越市都市整備部 建築住宅課 住宅対策係

電話 025-520-5786 (直通)

住 所 上越市木田1-1-3 上越市役所木田第1庁舎3階

〇次ページ以降の要件や申請書類をしっかりと確認してから申請してください。

申請書受理後に要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金を交付することができない場合があります。

1 事業の概要

(1) 支援対象者

○ 市内に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている人。 ※法人は含みません。

(2) 支援対象住宅

- 市内に存する自己の所有する建築物で次に該当するもの
 - ・現に自己の居住の用に供している建築物(住宅)※店舗、事務所又は賃貸住宅等の併用住宅については、支援対象者の居住部分が対象※マンション等の集合住宅にあっては、支援対象者が専有する部分が対象
 - 上記と一体的に利用している附属屋(倉庫、土蔵、物置、車庫、カーポート等)

(3) 支援対象工事

- ① 令和6年能登半島地震を起因とし、破損又は故障をした箇所について、本来の状態又は機能に回復し、又は同等の物と交換する工事。
- ② 対象工事費が10万円以上(消費税込)のもの。
- ③ 同一の住宅等につき、支援金交付は1回限り。

<主な対象工事> 3ページの主な対象工事例もご覧ください。

- 住宅、附属屋の修理(屋根、外壁等の外装、床板、内壁、天井等の内装等)
- ・ 設備等の修理(台所、浴室、トイレ等の水回り、給排水設備等)
- ・外構等の修理(玄関乗入れ口、犬走り、擁壁、塀・門等)
 - ※家具、電化製品(エアコン含む)、庭(庭木、灯ろう含む)などは対象となりません。

(4) 施工業者の条件

住宅関連業者で、住宅等の修理工事を施工するもの。(市内外を問いません。)

(5) **支援金**額

支援対象工事に要する費用の50%とし、10万円を限度とします。

(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。)

(6) 申請方法

申請は、修理を完了し、代金を支払った後に行ってください。

申請書に必要事項を記載及び必要書類を添付のうえ、市役所木田第1庁舎3階建築住宅課、または各総合事務所に提出してください。 (提出した申請書類等は、返却できません。)

- ※ 詳しくは、3ページ「3 申請時の提出書類」をご覧ください。
- ※ 交付決定前、または交付決定後に現場を確認させていただく場合があります。
- ※ 支援金の交付決定を受けた方が、虚偽その他の不正により支援金の交付を受けた時、または交付決定に付した条件に反した時は、支援金の交付決定を取り消すこともあります。

なお、既に支援金が支払い済みである場合は、支援金の返還を求めます。

2 主な対象工事の例

- ※令和6年能登半島地震を起因とする住宅等の被害の修理のみが対象です。 (修理箇所が被災したものであるか、施工業者の確認が必要となります。)
- ※対象工事は、本来の状態や機能に回復する工事、または同等の物と交換する 修理工事です。
- ※対象となるか不明のものは、お問い合わせください。

可否 ··· ○:対象 ×:対象外 △:条件あり

	対 象 工 事	可否	特記事項		
	屋根の葺替・塗装	0			
	外壁の張替・塗装	0			
外	雁木の修理・交換	0			
装	シャッターの修理・交換	0			
	サッシ・雨戸の修理・交換	0			
エ	ベランダ・風除室の修理	0			
事	ウッドデッキの修理	0			
	雪止め金具・雪庇防止フェンス・屋根雪下ろし命網 固定アンカー、雪下ろしはしごの修理	0			
内	床板・内壁・天井の修理	0	クロス等の補修を含む		
I NJ	部屋の間取り変更	Δ	内装の修理を伴うものに限る		
装	引き戸・ドアの修理	0			
エ	襖の張替、畳の入替・表替	0			
事	玄関・廊下等の修理、手すりの修理	0			
₽	浴室・便所の修理	0			
	住宅用附属屋(倉庫・土蔵・物置・車庫等)の修理	Δ	住宅用の附属屋であり、固定資産税課税台帳に登載されている家屋であること。 対象範囲は住宅からおおむね200m圏内とする。		
一装	土台・基礎の修理	0			
	浴槽・洗面化粧台・便器の修理・交換	Δ	便器の交換において、便座のみの交換は対象外。		
	給水・排水・ガス等の配管の修理・交換	0			
≡n	システムキッチンの修理	0	ビルトインコンロを含む.		
設備	換気扇の修理・交換	0			
工事	下水道・排水設備の修理	0	下水道等の修理に伴うコンクリートの修理も含む。		
→	給湯器の修理・交換	0			
	エコジョーズの修理・交換	0			
	エネファームの修理・交換	0			
	玄関乗入れ口及び犬走りの舗装修理	0			
	玄関乗入れ口のスロープ・手すりの修理	0			
	擁壁の修理	0			
	門扉の修理	0			
構工	カーポートの修理・駐車場の舗装修理	0			
事	住宅(附属屋を含む)の取り壊し	Δ	ルのみが生物ないまといすったのは実みながあり		
	合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替え	Δ	他の助成制度に該当するものは補助対象外。		
	塀・門の修理・撤去	Δ	修理の場合は、建築基準法で定められた構造で造り替えるものに限り、補助 対象。		
	カーテン・ブラインド等の修理	×			
対	家具・電化製品の購入、エアコンの購入修理	×	製品の購入が主なので補助対象外。		
象	照明の修理・交換	×	1		
外	修理工事の設計費	×	設計費は補助対象外。		
	庭(庭木、庭石、灯ろう、池などを含む)	×	観賞等を目的としたものであるため補助対象外。		

※いずれも令和6年能登半島地震による被災箇所のみ修理の対象となります。

3 **申請時の提出書類** ※罹災(りさい) 証明書の提出は不要です。

(1) 支援金交付申請書

・別紙様式を使用してください。

(2) 固定資産税・都市計画税納税通知書の写しなど住宅等の所有者が分かる書類

次の1~3のいずれかの書類を提出してください。

- ① 令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写し
 - ⇒「表紙」及び今回工事した住宅等が記載されている「課税明細書」部分の写し
 - ※ 車庫など附属家を対象工事とする場合は、次の全ての写しが必要です。
 - 工事する附属家が記載されている納税通知書の「表紙」及びその附属家の「課税明細書」部分の写し。
 - 居住している住宅が記載されている納税通知書の「表紙」及びその住宅の「課税明細書」部分の写し。(4ページを参照)
- ② 資産証明書(有料)
 - 税務課・南北出張所・各総合事務所の窓口で、「家屋分」の資産証明書の交付申請をしてください。令和5年度に発行されたものに限ります。
 - ※ 居住している住宅と工事する附属家の所有者名義が異なる場合は、それぞれ必要。
- ③ 登記事項証明書(登記簿謄本)(法務局にて有料) 対象住宅の所在地・所有者が分かるもので、令和5年度に発行されたものに限ります。
 - ※ 対象住宅の購入後で間がなく、上記の書類に所有者が反映されない場合は、家屋の 売買契約書の写しを提出してください。
- ※上記がない建築物(塀、カーポート等)の場合は、別紙「申告書」を提出。

(3) 工事実施個所に係る修理前及び修理後の写真

※「修理前」の写真がない場合は、別紙「申告書」を提出。

(4) 領収書の写し(但し書きに修理内容を記載)

(5) 請求書

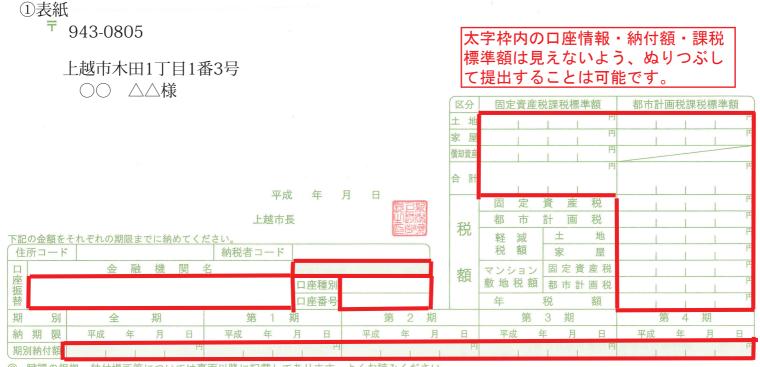
・別紙様式を使用してください。

(6) その他必要な書類

対象住宅の申請者と所有者が異なる場合は、「住民票」または「戸籍抄本」の提出。(配偶者・親子関係の場合のみ。詳しくは、5ページを参照)

く参考>

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写しを提出する(例) 次の①と②のページの写しを提出してください。



◎ 賦課の根拠、納付場所等については裏面以降に記載してあります。よくお読みください。

②課税明細書のうち、今回修理した家屋が記載されているページ



4 申請者と住宅所有者が異なる場合の提出必要書類

※配偶者・親子関係の場合のみ該当

申請者は、対象住宅に居住しており、かつ所有していることが条件ですが、申請者と対象住宅の所有者の関係が配偶者または親子(血族・養子縁組のみ。姻族は含まない)の関係である場合に限り、支援の対象としています。

この場合、対象住宅の資産証明書または固定資産税・都市計画税納税通知書の写しのほかに、次の書類が必要です。

※ 対象住宅に居住している方が申請者となります。

〇申請者と住宅所有者の関係が

1 配偶者の場合

夫婦であることが確認できる書類(住民票(※)、戸籍抄本)を提出してください。 ※ 住民票の続柄表示は省略しないもので発行を受けてください。

2 親子で同居している(世帯分離をしていない)場合

※ 世帯分離とは、同居しているが住民票を別世帯としていること

申請者		
(丁事施丁主)	所有者	提出書類(関係を証する書類)
子	親	親と子の住民票(※) 又は 子の戸籍抄本
親	子	11

[※] 住民票の続柄表示は省略しないもので発行を受けてください。

3 親子で同居している(世帯分離をしている)場合

申請者(工事施工主)	所有者	提出書類(関係を証する書類)
子	親	子の戸籍抄本
親	子	11

4 親子で別居している場合…申請者は対象住宅等居住者

申請者 (工事施工主)	所有者	提出書類(関係を証する書類)
子	親	子の戸籍抄本
親	子	11

※ その他、詳しくはお問い合わせください。

5 申請受付期間 ※令和6年3月6日改定

- - ※ 当初、4月<u>19日(金)としていた期限を延長しました。</u>
 - ※ 期間内に修理工事及び代金の支払いを完了し、申請を行ってください。

■期間内に工事が完了しない場合の特例について

工期完了の見込みが立たない等やむを得ない事情により、上記申請受付期間内に工事及び代金支払いの完了が見込めない場合、下記書類を提出いただくことで、<u>期限の延長が可能</u>となります。

- 事前の申出を7月31日(水)までに行ってください。
- 特例の場合の最終書類提出期限: 令和6年11月29日(金)
- 提出書類
 - (1)7月31日(水)までに提出
 - ①期限後提出に係る申出書
 - ②修理工事見積書(写し)
 - ③修理前の写真
 - (2)11月29日(金)までに提出
 - 3ページに掲げるその他の書類

よくあるご質問にお答えします。



<支援対象者>	
Q1 申請者は誰になりますか?	A1 対象住宅に居住しており、かつ所有している人です。
	※施工業者は申請者ではありませんが、手続きにあたり、施工業者が代理として窓口に持参されることは構いません。
Q2 居住している家の修理支援を申請したいが、家の 所有者は親になっている。居住している自分が申 請者として支援を利用できますか?	A2 利用できます。その際、親子関係が分かる書類(住民票等)が必要です。詳細は5ページの「申請者と住宅所有者が異なる場合の提出必要書類」をご覧ください。
<支援対象住宅>	
Q3 現在工事中ですが、申請できますか?	A3 できます。本事業は、工事完了後に申請してください。
Q4 支援対象は住宅等となっていますが、等とはどこまでの建物のことになりますか?	A4 主に生活の用に供している附属屋で、住宅用の物置・車庫や土蔵が 該当します。
Q5 附属屋とは何ですか?	A5 通常、物置や車庫のことであり、固定資産税・都市計画税の納税通知書の課税明細欄に「附属家、土蔵」と記載されている建物のことになります。
Qも カーポート、塀の修理は支援対象となりますか?	A6 カーポート(いわゆる柱と屋根だけで建てられたもの)や塀は、固定資産税の家屋として課税されない構築物ですが、本事業では支援対象となります。
Q7 車庫が住宅から離れた敷地にありますが、支援対象となりますか?	A7 主に生活の用に供しているものであれば支援対象となります。 ただし、あまりにも遠くに離れていると、生活の用に供しているとはいえないので支援対象外となります。 対象範囲は住宅からおおむね200m圏内とします。
Q8 住宅(母屋)を、平成30年度に住宅リフォーム 促進事業補助金を使用して工事しましたが、本事 業を申請することはできますか?	A8 以前に住宅リフォーム促進事業補助金の交付を受けていても、本事業の申請は可能です。(ただし、修理の対象は令和6年能登半島地震による被災箇所のみです。)
<支援対象工事>	
Q9 災害救助法に基づく「被災者住宅応急修理制度」を利用して工事をする予定ですが、本事業との併用はできますか?	A9 「被災者住宅応急修理制度」を利用する場合は、その工事対象部分は本事業の支援対象になりません。それ以外で当制度の支援対象部分が10万円以上であれば、その部分について支援対象です。
Q10 店舗等との併用住宅の場合、支援対象工事費の対象範囲は?	A10 住居部分についてのみ支援対象です。屋根の工事等で、対象範囲が 明確でない場合は、住居部分と店舗部分の床面積に応じて、支援額 を算定します。



Q11 お寺の住職の居宅(=庫裡(くり)) は支援対象工 事となりますか?	A11 お寺の住職の居宅(=庫裡(くり))は通常、宗教法人名義であり、「自己の所有する」住宅に該当しないことから対象外です。なお、寺社の「本堂」等も住宅ではないため対象外です。
Q12 ルームエアコンの修理、取り付けは支援対象工事となりますか?	A12 家電製品の購入設置は、製品の購入が主なので、設置工事費も含めて対象外です。なお、室内の壁修理工事に伴うエアコンの取外し・再取付費用は対象となります。
Q13 個人で工事する予定ですが、材料費など支援対象となりますか?	A13 支援対象工事は、施工業者を通じて工事を行う場合に限っていますので、ご本人が施工する場合は対象外です。
<施工業者の条件>	
Q14 工事を依頼する施工業者は市外に本社のある業者の予定ですが、支援の対象となりますか?	A 1 4 住宅関連業者で、住宅等の修理工事を施工するものであれば市 内外を問いません。
Q15 施工業者はどこがありますか?	A15 市では業者の斡旋はしておりませんので、建築組合等にご確認ください。
1	
<申請時の提出書類>	
く申請時の提出書類> Q 1 6 修理前の写真は必要ですか?	A16 交付申請書に記載されている工事が被災箇所であることを確認するために必要であり、工事施工箇所ごとに撮影してください。(修理後の写真と合わせ申請時に提出してください。)なお、修理前の写真を撮り忘れた場合は、別紙申告書を提出してください。
Q16	交付申請書に記載されている工事が被災箇所であることを確認するために必要であり、工事施工箇所ごとに撮影してください。(修理後の写真と合わせ申請時に提出してください。)なお、修理前の写真を撮り忘れた場合は、別紙申告書を提出してく
Q16 修理前の写真は必要ですか?	交付申請書に記載されている工事が被災箇所であることを確認するために必要であり、工事施工箇所ごとに撮影してください。(修理後の写真と合わせ申請時に提出してください。)なお、修理前の写真を撮り忘れた場合は、別紙申告書を提出してく
Q16 修理前の写真は必要ですか? <その他> Q17 申請書類を書き間違えてしまいました。	交付申請書に記載されている工事が被災箇所であることを確認するために必要であり、工事施工箇所ごとに撮影してください。(修理後の写真と合わせ申請時に提出してください。)なお、修理前の写真を撮り忘れた場合は、別紙申告書を提出してください。 A17 修正液や修正テープでは修正せず、二重線を引いて空きスペースに

上越市被災者住宅修理支援金交付申請書

次のとおり被災者住宅修理支援金の交付を申請します。

令和 年 月 日

(宛先)上越市長

					住		所	ŕ	₹	_						
申		請	;	者		ふり 名又	がな) は名称									
					電	話	番号	i,								
事		収					入			支					出	
7	区			分	金			額	区	分	金		額	説		明
業	市	支	援	金	1)		,000	円	支援対	対象工事費	4		円	工事	概要	
\(\)	自	己資	金ほ	か	2			円	支援 (対象外経費	5		円			
費		i	+		③(=	1)+2))	円		計	(6)(= (4))+(5)	円			
			よう 金の		1		, (0 (0円	支援対象			令和	年	月	日
同	上华	第 出	土基	礎	=④ <u>円</u> ×0.5= <u></u> , 000円 ※千円未満は切り捨て、上限 10					万円						
そ		Ø		他	工	工事実施箇所の写真、領収書の写し等必要書類を添付										

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 支援金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 支援金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、支援金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた支援金を返還することを承諾します。
 - □ 上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

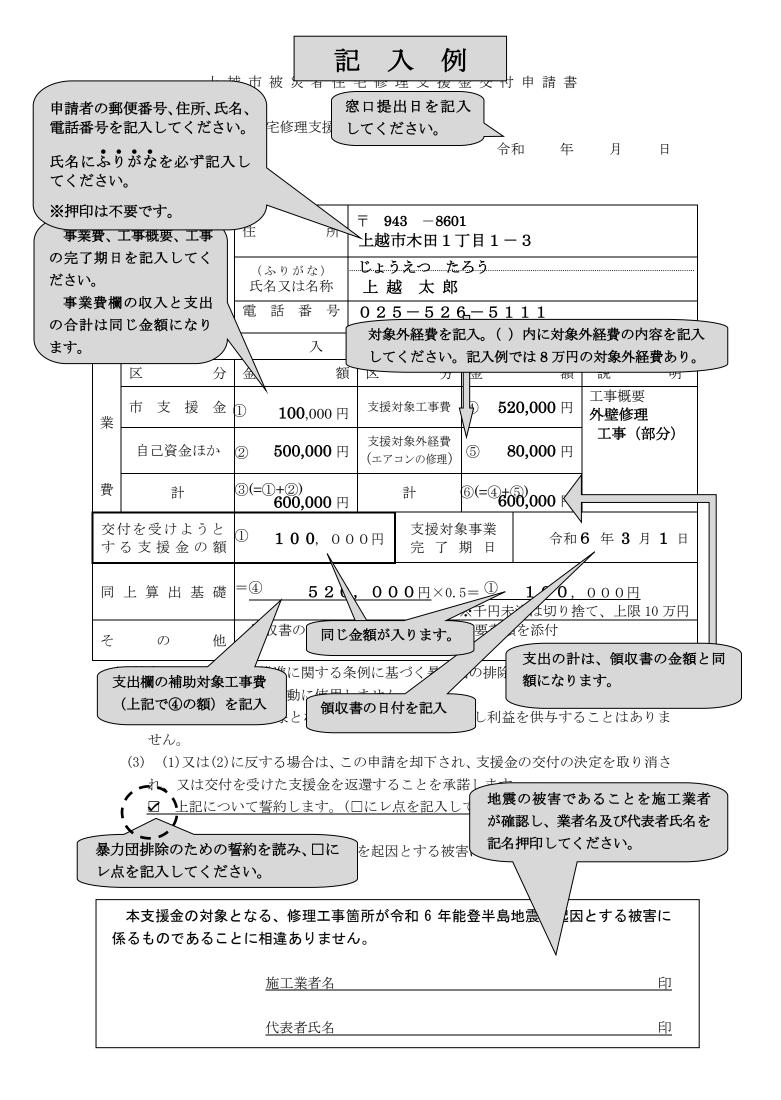
(修理工事箇所が令和6年能登半島地震を起因とする被害に係るものであることの確認) ※施工業者が記名押印

本支援金の対象となる、修理工事箇所が令和 6 年能登半島地震を起因とする 係るものであることに相違ありません。	被害に
施工業者名	印
<u>代表者氏名</u>	<u> </u>

(審査欄)

※ 交付金の名称	上越市被災者 支援金	住宅修理	※ 交付決定額	, 000円
※ 重複		※ 他制度		

※欄は、申請者において記載しないこと。



(審査欄)

※ 交付金の名称	上越市被災者 支援金	住宅修理	※ 交付決定額	, 000円
※ 重複		※ 他制度		

※欄は、申請者において記載しないこと。

申告書

上越市被災者住宅修理支援事業の申し込みにあたり、提出できない書類について、次のとおり申告します。

(提出できない書類の該当の項目に図し、下線部を記載してください)

口資産証明書などその他住宅の所有者が分かる資料 ・提出できない理由	
	ため
建築物の所有者が分かる資料を提出することはできないが、 は自分が所有するものである。 (記載例:登記対象外の建築物である)	申請する建築物
□修理箇所の施工前の写真	

・提出できない理由

修理に際し<u>月</u>日に施工前の写真を撮り忘れたが、申請する修理箇所は、令和6年能登半島地震に起因するものである。

以上の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

住 所

(署名又は記名押印)

氏 名 ______

請 求 書

(宛先)	上越市	長				請求	年月日 :	令和	年	月	日
					債格	者番号	¹ / ₇ :				
所在: (住所											
事業所 及び 代表者 (氏名	バ 音名 :				電記	手連絡 分	€ :	()	
発行責	責任者及び担当	当者 (※	事業所・団体の	の場合はご記入	ください。)						
		役	職		氏 名			電	話連絡	先	
発行責	責任者							()	
担当	当 者							()	
下記のと	おり請求し			<u>.</u>							
請求金額	額 +億		百万	Ŧ		請	青求書番号				
< 請求▷	为訳 >										
月日		品 名 •	内 容		数 量(1位)	単 個	б		金額	Ą
/ [〈令和6年能登	半島地震】	被災者住宅	尼修理支援金							
/	No.										
/											
/											
/											
/											
~ □ ₩ #		S					合 🏗	+			
、 □ 座1 金融機	版込申込書	<u>/ (% 1</u>	責権者登録のな	い方のみご記力	ください。	支店	名				
預金和	種目	普		当		口座番	号				
フリン			-	→ / -		/ #					
口座名	名義										
	ı							(1枚目/	/全1枚中))
市処士					<u> </u>						
理 支	出命令票整理	No.			検収年月	日	令和 年	月	日	確認者印	印

記入例	請求		 しないでください
(宛先)上 越	市長	請求年月日	:令和 年 月 日
		債権者番号 :	記入不要
所在地 (住所)	申請者の住所、氏名、電話番号 押印は不要です。 ※ ただし、訂正がある場合は ※ 事業所名の記入は不要です	号を記入 必要となります。	
事業所名 及び 代表者名 (氏名)	次 争果所名の記入は个安です	電話連絡先 :	()
発行責任者及び担		ださい。)	
■	記入7	下要 F	電話連絡先
担当者		· - ·	
\			/
下記のとおり請求	します。		
請求金額		請求書番号 円	1
と 請求内訳 >	記入	、 不要 ⊒当者で記入します。	
月日	品名・	旦当者で記入します。 	金額
/ 【令和6年能	登半島地震】被災者住宅修理支援金		į
No.			
/	◆ ご注意ください! 訂正がある場合は、修正液 取り消し線を引いて、請求!		
/			
/ 支	店名は、通帳に記載されている口匠	薬開設支店名を記入し	てください。
支	うちょ銀行の場合は、通帳の表紙で店名(漢数字3文字)と口座番号れを記入してください。	<u>を</u> 1枚めくった下の欄 (7ケタ)」が表記さ	に、「振込用の れていますので、
金融機関名		支店名	
預金種目	普 通 ・ 当 座	口座番号	
フリガナ			リガナは必ず
口座名義		口座名義のフ 記入してくだ	ev.
`~			(1枚目/全1枚中)
市処理欄	記入	不要	į)

上越市被災者住宅修理支援事業 期限後提出に係る申出書

令和6年 月 日

(宛	先)上越市長				
				住	所
			申出者	氏	名
				電話習	출 물
交	付を申請する予定	三(工事完了予定)	の上越市	方被災者	皆住宅修理支援事業支援金(以下 「3
援金	」という。) に係	系る支援対象事業に	ついて、	下記0	り理由で修理工事及び代金支払いの気
了が	申請受付期間経過	9後になることが見	込まれる	らため、	事前に申し出ます。
			記		
0	修理工事概要				
	工事概要				
	工事業者名				
	工事見積額			_	
	完了予定日				
!	(添付書類)修理	里工事見積書(写し)、修理	里前の写	写真
_	<i>k</i>	\ 	.=± == / 1 #	-0 0 0 0 0 V	3.44.1-45.7 TTTL
O	修理工事及び代金	を支払いの完了が申 エスださい。)	請受何思	州间 栓划	遺像になる埋出
	(条体ロバニロン)(